

沖縄県立 北山高等学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、すべての生徒に関わる人権問題であり、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。ゆえに、いじめは絶対にあってはならないが、いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるというのも事実である。したがって、本校では、いじめ防止対策推進法及び、沖縄県いじめ防止基本方針に基づき、校内組織を設置し、未然防止や早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「北山高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

I いじめに対する基本的な考え方

1. いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われもの含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

2. いじめに対する本校の8つの基本姿勢

- ① すべての教育活動を通して、生徒相互・教職員間のよりよい人間関係を推進し、いじめの起きない土壌づくりを日頃から心がける。
- ② いじめに当たるかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つて行う。
- ③ 生徒・家庭・教職員がいじめを抱え込んだり、認知をしながら放置しない。
- ④ 学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応をとる。
- ⑤ いじめ防止委員会は、正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
- ⑥ いじめに関する情報は、全職員で共有される。
- ⑦ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、学校のみで抱えることなく、警察等の外部関係諸機関へ通報・相談することができる。その目安等については別紙資料に例示する。
- ⑧ より良い人間関係づくりを支援し、いじめ解消に向けて全職員で取り組む。

3. いじめの判断

○ 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つ。	
○ いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。 例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。 例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいてない場合。	左記の例に関しても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
○ けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。	見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目する。
○ いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。	教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

☆ 具体的ないじめの態様（例）

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ⑨性的いたづらをされる

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

II いじめ未然防止対策

1. 学校全体で取り組む「いじめを許容しない雰囲気」の醸成

- ① 授業の充実
(分かる授業を追求し、学力不安の解消を目指し、ストレスの軽減を図る)
- ② HR 活動の充実
(朝の SHR 等における行動観察・アンケートを活用し、生徒理解に努める)
- ③ 規範意識の醸成
(「決まりを守る心」「自分を律する心」を育て居心地のよい学習環境作りに努める)
- ④ 情報モラル教育の充実
(ネットの活用モラル等の高揚を図る)
- ⑤ 人権意識の高揚
(いじめは人権侵害であるという意識を高める)
- ⑥ 部活動の更なる活性化
(集団行動における協調性やチームワークを学ぶ)
- ⑦ 教師の体罰禁止の徹底
(教師は人権意識の更なる高揚に努め、生徒の範となる)

2. 学校行事等の課外活動を通じた「いじめ防止」の意識高揚

- ① 新入生歓迎球技大会、遠足、北山祭、送別球技大会等で集団への帰属意識を高め、集団行動のマナーを学ぶ。
- ② 生徒総会で自身の意見を発信する態度、話を聴く態度を学ぶ。
- ③ 交通安全講話、薬物乱用防止教室等において命の大切さを学ぶ。
- ④ 性に関する講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める寛容さを学ぶ。
- ⑤ サイバー犯罪防止講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、ネット利用モラルを高める。
- ⑥ 部活動の活性化を図り、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、奉仕の精神等を高める。

III いじめ等の早期発見

1. 各種アンケートによる実態把握

- ① 学校で定期的に行うアンケート及び実態調査等
 - ・セラプラスアンケート (4月)
 - ・いじめに関するアンケート (7月)
 - ・いじめに関するアンケート (12月)
 - ・学校評価生徒アンケート (2月)

- ②教育委員会等で行うアンケート及び実態調査等
 - ・携帯電話等の情報通信端末の利用に係る実態調査
 - ・生活実態調査
- ③臨時的に行うアンケートもしくは実態調査等
 - ・いじめ、盗難等が発生し、状況把握が必要な場合に行う臨時アンケート

2. 日常における教職員の生徒観察

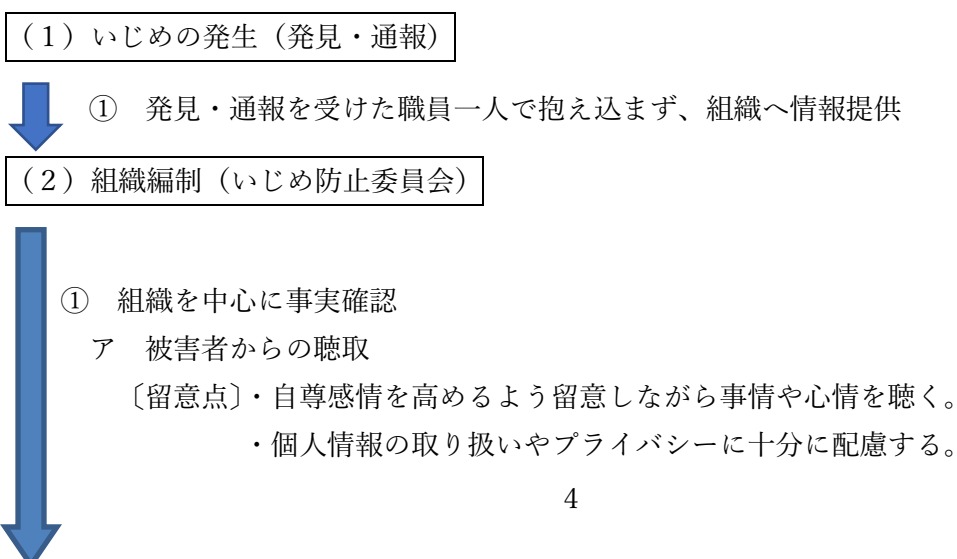
- ① 担任、教科担当、部活動顧問のそれぞれの視点で生徒を観察する。
- ② 日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける。
- ③ 変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける。
- ④ 気づいた変化を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて介入し、教育相談につなげることができるようにする。
- ⑤発達障がい、外国人児童生徒、性同一性障がい、東日本大震災被災者や原発事故避難者に対して気を配り、配慮できるよう心がける。

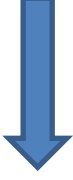
3. 保護者・関係機関との連携

- ① いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- ② 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- ③ P T A 総会、三者面談、学級 P T A、学校メール、ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。
- ④ 警察や弁護士会等の関係機関には日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

IV いじめ等への迅速対応

1. いじめ対応の流れ






イ 加害者からの聴取

〔留意点〕・いじめ被害者に対する感情を丁寧に聴き、事情を把握する。

- ・生徒自身が自らの非に気がつくようにする。
- ・個人情報の取り扱いやプライバシーに十分に配慮する。

ウ 生徒や教職員へのアンケート調査や聞き取り調査の実施

(3) 対応方針の決定・役割分担



① 学級担任、養護教諭、教育相談係、生徒指導担当者、管理職などで役割分担をする。

ア 安心できる学習環境づくり

(加害者と被害者の隔離や出席停止制度の活用等)

イ 通報者の安全確保

② 校長の責任のもと、教育委員会、加害・被害生徒の保護者へ連絡する。

③ 犯罪行為と認められた場合、警察へ相談する。

④ 指導記録簿を保存する。

⑤ 外部専門家を含めた支援体制づくり

(4) いじめ解決への指導・支援



① 被害者

ア いじめられた生徒に非はないことをはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。

イ 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安全を確保すると共に、信頼できる人と連携し、寄り添える体制をつくる。

ウ 解消後も継続して注視し、支援する。

〈「解消」要件〉

- ・いじめに係る行為が止んで少なくとも3ヶ月を経過していること。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

② 加害者

ア いじめは人権侵害であることを理解させ、いじめの行為の責任を自覚させる。

イ いじめの背景に目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

ウ 心理的な孤立感、疎外感を与えないよう配慮しつつ、特別な指導計画による指導や出席停止、警察との連携措置も含め、毅然とした対応をする。

③ 観衆（いじめをはやし立てる生徒）

ア いじめに荷担する行為であり、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる。

イ いじめは許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む。

④ 傍観者（いじめを見て見ぬふりをしている生徒）

ア 自分の問題として捉えさせるとともに、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。



(5) 保護者との連携

- ① 即日、関係性と（加害・被害両方）の家庭訪問を行い、事実関係を伝える。
- ② 今後の学校との連携方法について話し合う。

2. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっている¹ので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて 法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は 財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

1 プロバイダ責任制限法に基づく。削除依頼の手順等については、平成24年3月文部科学省「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』」参照

V いじめの再発防止対策

1. 外部関係機関との連携・相談を心がける

- ①地域の交番所や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
- ②地域における生徒の様子が聞けるよう、地域の自治会等と連携する。

2. 事後の生活実態調査等で再発の有無を常に確認する

- ①被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。
- ②拡大学年会等の情報交換に於いて、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。
- ③「いじめのない居心地の良い学校」をめざし、生活実態調査や学校評価アンケート等において実態把握に努める。

VI 校内組織「いじめ防止委員会」

1 構成員

校長（委員長）、教頭、教育相談係、生活指導部主任、養護教諭、各学年担任代表、関係職員、その他可能な限り心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を参画させる

2 組織の役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
- ・未然防止の取組
- ・いじめの相談・通報を受けつける窓口（電話相談窓口の周知等を含む）
- ・いじめの疑い、児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修の企画・実施）
- ・児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発
- ・定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施
- ・いじめの認定
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制
- ・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施
- ・重大事態への対応

3 年間指導計画

4月	・「学校いじめ防止対策基本方針」の読み合わせ（全職員）HP掲載による周知 ・新年度生徒情報交換会（全職員） ・人づきあいアンケート「セラプラス」の説明会及び実施
5月	・三者面談にて「いじめ早期発見チェックリスト」の配布
6月	・生徒情報交換会・学校評議委員会・学校保健委員会
7月	・いじめ防止委員会①② ・第1回いじめ防止アンケートの実施・フィードバック（職員研修）・個人面談
10月	・生徒情報交換会
11月	・スクールローヤーによる人権講話
12月	・いじめ防止委員会③④ ・第2回いじめ防止アンケートの実施・フィードバック（職員研修）・個人面談
1月	・学校評価アンケート（いじめ項目）
2月	・学校評議委員会・学校保健委員会
3月	・いじめ防止委員会⑤「学校いじめ防止基本方針」の見直し・生徒情報申し送り

Ⅶ 重大事態が発生した場合の対処（平成 30 年度案より）

1 重大事態とは

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき

<重大事態の意味について>

生命、心身又は財産に重大な被害の例

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

相当の期間の目安

- 年間 30 日

※「いじめ防止対策推進法第 28 条（平成 25 年 6 月 28 日）

※「いじめ防止等の基本的な方針」文部科学大臣決定（平成 29 年 3 月 14 日）

2 重大事態発生時の対処

（1）学校が調査主体の場合（県教育委員会からの指導・助言）

①重大事態の調査委員会を設置

組織は、校内の教職員に加え、専門的知識を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者で構成（例：いじめ対策委員会（校内委員会＋外部委員会）

- ②事実関係を明確にするための調査を実施
- ③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を提供
- ④調査結果を県教育委員会に報告
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置

（2）県教育委員会が調査主体の場合

①県教育委員会の指示のもと、資料の提出等への調査協力